### 福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付要綱

制 定 平成18年3月 8日 改 正 平成22年4月 1日 改 正 平成23年4月26日 改 正 平成24年4月 1日 改 正 平成26年4月 1日 正 平成27年4月 1日 改 改 正 平成28年4月 1 日 改 正 平成29年4月 1日 改 正 平成30年4月 1 日 改 正 平成31年4月 1日 改 正 令和 3年4月 1 日 改 正 令和 4年4月 1日 正 令和 5年4月 1日 改

### (趣旨)

第1条 県は、社会経済状況の急速な進展及び行政需要の増大かつ多様化に適切に対応しながら、地域の課題を踏まえ、地域の特性をいかした魅力ある生活圏づくりを推進していくため、福島県地域創生総合支援事業(サポート事業、県戦略事業)実施要領(以下「実施要領」という。)に基づく事業を実施する事業者(以下「補助事業者」という。)に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

#### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者が実施要領に基づく事業を実施する場合に、当該事業に要する別表第一に掲げる経費について補助事業者に対して交付するものとし、その額は、 実施要領の定める補助率により算出した額の範囲内において知事が定める額とする。

#### (申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 補助事業者は、前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税 仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法 及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により 仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た 金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。 ただし、規則第4条第3項により、知事は、必要がないと認めるものについては、その 記載又は添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書 (第1号様式の別紙1から別紙3)
- (2) 収支予算書
- (3) 施設に係るものにあっては、実施設計書
- (4) 機械、器具及び備品等の設備に係るものにあっては、見積書等
- (5) 民間企業又は協定団体が行う事業にあっては、集落等との協定書(任意様式)
- (6) 民間企業又は協定団体が行う事業にあっては、市町村からの推薦書(第2号様式)
- (7) その他知事が必要と認める書類
- 4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

- 第4条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。
  - (1) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。
  - (2) 別表第一に掲げる各経費区分相互間において、いずれか低い額の50%以内の経費の配分の変更をすること。
  - (3) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(変更の承認の申請)

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を 受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

- 第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の 方法により補助金の交付をすることができる。
- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、福島県地域創生総合支援 事業(サポート事業)補助金概算払請求書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事 に提出しなければならない。

ただし、知事は、必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させる ことができる。

- (1) 工事等遂行状況写真
- (2) 契約書(写)
- (3) 前金払等の請求書(写)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(状況報告)

第8条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地

調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、福島県地域創生総合支援 事業(サポート事業)実施状況報告書(第5号様式)を知事が定める日までに提出しなけ ればならない。
- 3 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)完了報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあっては、当該年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い日までに行わなければならない。
  - (1) 収支精算書
  - (2) 施設に係るものにあっては、出来高設計図書、写真、完成検査調書(写)及び工事 請負契約書(写)
  - (3) 参加料や協賛金など、自己資金以外の収入が発生する事業に関しては、通帳の写し、受領証(控)等の収入を証する書類(写)
  - (4) 領収書又は支払いを証する書類(写)
  - (5) 機械、器具及び備品等の整備に係るものにあっては写真
  - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税 仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して 報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)仕入れに係る消費税相当額報告書(第8号様式)により速やかに知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効 用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項に規定する取得財産等について、取得財産管理台帳(第10号様式)を備え管理し、第9条及び第13条に定める報告書に添付しなければならない。
- 5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとする ときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第11号様式)を知事に提出しなければな らない。

### (会計帳簿等の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

### (事業完了後の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降3年間、毎会計年度終了後20日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の事業状況について、福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)追跡調査報告書(第12号様式)を知事に提出しなければならない。

#### (権限の委任)

第14条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所轄の福島県地方振興局長に委任する。

#### (補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 福島県地域づくりサポート事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に福島県地域づくりサポート事業の規定による補助金の交付決定のあった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱施行後も、なおその効力を有する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続きについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第3条の規定により提出されている福島県地域づく り総合支援事業補助金交付申請書は、改正後の第3条の規定により提出された福島県地

域づくり総合支援事業補助金交付申請書とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の目前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続きについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第3条の規定により提出されている福島県地域づくり総合支援事業補助金交付申請書は、改正後の第3条の規定により提出された福島県地域づくり総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の目前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続きについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第3条の規定により提出されている福島県地域づくり総合支援事業補助金交付申請書は、改正後の第3条の規定により提出された福島県地域づくり総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続きについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第3条の規定により提出されている福島県地域づくり総合支援事業補助金交付申請書は、改正後の第3条の規定により提出された福島県地域づくり総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続きについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第3条の規定により提出されている福島県地域づく り総合支援事業補助金交付申請書は、改正後の第3条の規定により提出された福島県地 域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施された事業に関する事務手続きについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第3条の規定により提出されている福島県地域創生総合支援事業補助金交付申請書は、改正後の第3条の規定により提出された福島県地域 創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続きについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第3条の規定により提出されている福島県地域創生総合支援事業補助金交付申請書は、改正後の第3条の規定により提出された福島県地域 創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書とみなす。

### 附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続きについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第3条の規定により提出されている福島県地域創生 総合支援事業補助金交付申請書は、改正後の第3条の規定により提出された福島県地域 創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書とみなす。

### 附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続きについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第3条の規定により提出されている福島県地域創生 総合支援事業補助金交付申請書は、改正後の第3条の規定により提出された福島県地域 創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書とみなす。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第3条の規定による福島県地域創生総合支援事業補助金交付申請書は、当面の間、改正後の第3条の規定により提出された福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書とみなす。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第3条の規定による福島県地域創生総合支援事業補助金交付申請書は、当面の間、改正後の第3条の規定により提出された福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書とみなす。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において前項の規定による改定前の要綱の規定により実施され た事業に関する事務手続については、なお従前の例による。

3	改正前の第3条の規定による福島県地域創生総合支援事業補助金交付申請書は、当面 の間、改正後の第3条の規定により提出された福島県地域創生総合支援事業(サポート事
	の前、以上後の弟ろ朱の規定により促山された価島県地域削土総古文援事業(リホード事業)補助金交付申請書とみなす。

### 補 助 対 象 経 費

	経費区分	内 容
1	報償費	指導又は助言等を行う専門家等に対する謝金、コンクール等入賞者に 対する表彰に係る経費(ただし、賞金を除く)
2	委託料	ホームページ制作委託料、市場調査委託料等
3	工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転等に 要する経費
4	備品購入費	機械装置及び設備等の購入費
5	諸経費	旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた経費

- 注1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。
  - (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
  - (2) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
  - (3) 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
  - (4) 人件費(ただし、臨時に雇用される者の賃金を除く。)
  - (5) 補助事業者の打合せ会議等に要する食糧費
  - (6) 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費
  - (7) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
  - (8) 敷金等の後日返金される経費
  - (9) 設計費(ただし、市町村枠及び過疎・中山間地域活性化枠の場合を除く。)
  - (10)補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費
  - (11)他団体への負担金、補助及び交付金(ただし、過疎・中山間地域活性化枠(集落ネットワーク圏形成事業)において必要と認められる場合はこの限りではない。)
- 注2 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の事業着手日から当該年度の3月31日までの期間とする。

 番
 号

 年
 月

 日

福島県 地方振興局長

住 所事業者名

福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付申請書

年度福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的及び内容 (別紙事業計画書のとおり)
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 本件責任者及び担当者 責任者氏名 担当者氏名 連絡先
- 注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第1号様式の別紙1

地域創生総合支援事業(サポート事業)計画(変更計画)書

年度	整理番号				提出年月日	年	月	目
事業	笔 名		-					
団 体	名 名	(※市町村以	外の団体	の場合は、組織	名簿、団体規約・釒	会則等を添付	してくた	:さい。)
代表者		<u>'</u>		連絡責任者	(※代表者と異なる	る場合は、記載	載してく	ださい。)
連絡	各 先	(※電話番号	、メールア	ドレスを記載して	てください。)			

### 1 事業計画の概要

· 7~		U 1176 S								
	※該当する枠と事業を丸で囲んでください。) 一般枠(健康関連事業 ・ 風評対策関連事業 ・ その他)									
市町村枠	( 俊	(健康関連事業・ その他)								
過疎・中□	山間均	也域活物	生化枠	( 集落等活	性化事	<b>手業</b> )				
事業期間			年	月	日	~		年	月	日
事業を実施 する理由と 目標	(※地	域の現状、	課題は何で	ごしょうか。事業の	実施によっ	て、地域がどの	よう	こなることを考えている	か記載し	、てください。)
	くださし	ヽ。過疎・	中山間地	域活性化枠(集	<b>薬落等活性</b>	生化事業)の	集落	は方法で行うのかな。 <b>等再生計画策定事</b> 体的に記載してくださ	<b>業</b> の場	
	補	前助金の	要望(	予定) 年度		年度		年度		年度
	4	事業 費	₿ (千F	円) (a)						
事業費等 (※ <b>継続事業</b> の場合、前年 度欄は実績額 で記載してくだ さい。)	<b>東源内部</b>	財源 (b)		tからの補助。						
	7	補助金値	衣存率	(c/a)			%	%		%

	年度				(※補助金受給終了後、どのような事業を予定し、どのようにして資金を確保しますか。補助の年度だけ事業を実施予定の場合は、その理由を記載してください。)
補助金を要望して実施 する年度の 事業計画	年度			補助金終了 年度以降の 事業計画	
	年度				
	(※不動産	<b>を及びその</b> 従	É物の取得、50万円以	L上の機械、器具、その他 <i>0</i>	D備品を購入する場合は記載してください。)
取得財産	財	産名			
X内/江	管理	!方法	(※どこに設置され	、、どのように使われ、	誰が管理しますか。) 
興上の効果	也域振(	- ※事業の実			ような効果があると考えていますか。)
(2) 前年度 た事業の 課題		※ <b>継続事</b>	<b>業</b> の場合は記載し	てください。)	
(3) 前年度 展的な部分		※継続事	業の場合は、前年	度と比べてどういったり	点が発展しているのか記載してください。)
			<b>を把握する</b> する場合のみ記載	ための指標名及 <sub>聞してください。)</sub>	とび数値
	項	F		左の目標及び効果	是を把握するための指標名及び数値
目標の達成	度を把持	屋するた	めに適当な数値	指標名(	)
□ 順調に達	成され	た場合の	数値	(	)が( )以上
□ ほぼ順調	に達成	された場	合の数値	(	)が( ~ )
□ 順調には	達成さ	れなかっ	た場合の数値	(	)が( )以下

第1号様式の別紙2 過疎・中山間地域活性化枠(スタートアップ支援事業(収益事業))用地域創生総合支援事業(サポート事業)計画(変更計画)書(※太線内は記入しないでください)

年度	整理番号				提出年月日	年	. 月	日
事	業 名							
団(	本 名	(※組織名簿	、団体規制	約・会則等を添付	寸してください。)			
協定を結ん	んだ集落名							
代表者		·		連絡責任者	(※代表者と異なる	場合は、記載	<b>載してくた</b>	さい。)
連	洛 先	(※電話番号	、メールア	ドレスを記載して	てください。)			

### 1 事業計画の概要

事業期間				年	月	日	$\sim$		年	月	日
事業を実施 する理由と 目標	(※地	也域 <i>0</i> .	)現状、	課題は何で	しようか。事業(	の実施によ	って、地域がと	どのよ	うになることを考えている	るか記載し	てください。)
事業内容				対象に、l さい。)	いつ、どこで	、どんな	内容の事業	きを、	どの様な方法で行	うのかな	ど、具体的
					完) 年度	ŧ.	年度	:	年度		年度
事業費等 (※継続事業 の場合、前年 度欄は実績額 で記載してくだ さい。)	Į Ž	財原为訳	業 貴 財 (b) ポ	市町村	) (a) からの補助 補助金(						
		補」	助金体	文存率 (	c / a )			%	9/0		%

補助金を要望して実施 する年度の 事業計画	年度年度		(※補助金受給終了後、どのような事業を予定し、どのようにして資金を確保しますか。補助の年度だけ事業を実施予定の場合は、その理由を記載してください。) 年度以降の事業計画						
	(※不動産及びその従物の取得、50万円以上の機械、器具、その他の備品を購入する場合は記載してください。)								
取得財産	財産	産名							
-公内八庄	管理方法		(※どこに設置し、どのように使い、誰が管理しますか。)						

<u>2 申請3</u>	する事業の詳細
	(1)収益事業として販売する商品又はサービスは何ですか。 (※可能な限り、事業の全体概念図(様式自由)を記載もしくは添付してください。)
	(2)販売する商品又はサービスはどのような点で地域に必要とされていますか。 また、事業実施によって、地域の課題解決に具体的にどのように結びつきますか。
事業概要	(3)事業を実施するにあたり、地域住民とどのように協働していきますか。 また、地域の強みや資源をどのように事業にいかしていきますか。
	(5)他の補助事業・助成事業の申請もしくは、交付決定、交付を受ける予定がありますか。ある場合は、制度名、年度、補助元を記載してください。

	(1)現在、事業の準備はどのような状況ですか。
事業のス ケジュー ル等	(3)(2)の課題を解決し、事業を立ち上げるにあたり、どのような活動を行う予定ですか。 例:・同種事業の先進地である〇〇県口口地域へ出向き、事業立ち上げに向けた経験を踏まえた具体的なアドバイスを得る ・法人設立にあたって、手続きや資金計画等に関する専門家である〇〇事務所に相談する など
	(4)今年度(事業開始から翌年3月31日まで)の事業のスケジュールを記載してください。
	(5)事業立ち上げに向けた全体スケジュールを記載してください。
販声する	(1)販売する商品又はサービスは、誰が(性別、年齢層、地域など)どのように利用しますか。
販売する 商品又は サービス	(2)(1)を踏まえた収益性や事業の継続性をどのように検討・計画していますか。

事行めし強をる保い	(1)事業の人員確保の状況や、組織体制の整備状況を、今後の計画を含めて、記載してください。
その他ア ピールし たい点	

### 3 収支計画(申請年度)

(収入の部)

◆資金計画 (単位:円)

	<u> </u>	-				(1 = 11
	区	分			予 算 額	調達先等(金額の内訳)
事	業	収		入		※算定基礎を記入
自	己	資		金		※内容を記入
借		入		金		※借入先(親、兄弟、金融機関等)を記入
そ		の		他		
補	助 金	申	請	額		
		計				

(注)「補助金申請額」については、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

### (支出の部)

(単位:円)

区 分     経費全体額 ((A)のうち、補助対象外の経費を除いた額 (B))     明 細	
計	

<sup>(</sup>注1)「明細」欄には「経費全体額」の積算内訳として、名称、数量、単価、金額(仕様について別途資料を添付してください) を必ず記載してください(「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください)。

(注2)「補助金申請額」欄には、補助対象経費の9/10以内の金額を記載してください。

### 4 売上・利益(収益事業スタート時から3か年分)

(単位:千円)

	年 月期	年 月期	年 月期
1 売上高			
第出根拠			
2 売上原価			
3 売上総利益(1-2)			
4 販売及び一般管理費			
5 営業利益(3-4)			
従業員数(事業主を除く)			

<sup>(</sup>注)「年 月期」については、決算期毎に記載してください。

第1号様式の別紙3 過疎・中山間地域活性化枠(集落ネットワーク圏形成事業))用 地域創生総合支援事業(サポート事業)計画(変更計画)書 (※太線内は記入しないでください)

年度	整理番号				提出年月日	年	月	目
事業	笔 名		_					
市町	村名							
代表者		連絡責任者			(※代表者と異なる場合	※代表者と異なる場合は、記載してください。)		
連絡	5 先	(※電話番号、メールアドレスを記載してください。)						
※市町村	※市町村以外の団体が事業の実施主体となる場合は以下の欄も記載し、組織名簿、団体規約・会則等を添付してください。							
事業実施主体								
代表者			連絡責任者 (※代表者と異なる場合は、記載してください。)					
連絡	5 先	(※電話番号、メ	ニールアドレス	、 、を記載してください。	。)			

### 1 事業計画の概要

事業期間	年		目	~	年	月	日
地域の現状 と課題	(※地域の現状、課題は何でしょうか	<b>\</b> 。)					
目指す将来 の姿	(※小さな拠点の形成を通じて地域	をどの	ようしたいとをき	考えている	るか記載してください。)	)	
	(1)対象地域				校区、旧小学校区など地: 図も添付してください。)	域の名称を記載	ぱしてください。また、当
小さな拠点	(2)連携する団体・企業等	<u> </u>			団体等を記載してください 記載してください。)	い。なお、計画策	<b>定事業の場合は現時</b>
づくりの概要	(3)活動拠点・活用する施	設等					
	(4)小さな拠点のイメージ[ (任意様式で作成し添付		りの全体像を表	す簡易な図	ください。なお、下図はあく 図で結構です。なお、計画 る施設など、現時点で想?	策定事業の場合	合は、対象地域の概
	(※どのような内容の事業を、どの団体 <sup>4</sup> <b>画策定事業</b> の場合は、検討のスケジュ-				具体的に記載してくださ 出典:內閣府IIP	い。) 集落生活園 集落 集落	・小さな拠点づくり計 ・小さな拠点がくり計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事業内容					別にきューティリス等により交通手が 例:油の駅に車布所等を併設 郵便・ATM 日間で場所を	道の駅 一小学校   沙学校	集第  「印・集等の女性組織による の定業末で患品が研究  「印・打加価値の承い 農体水産物加工場  「印」で称の変きスペースや 集砂機を指針組織を引き出
					例:旧後場庁舎を 公民館等に活用	The same of the sa	例:撤退後のスーパーを 集落コンビニ等に活用

		補具	加金の	要望(予定)年度		年度	年度	年度
		事	業費	(千円) (a)				
事業費等 (※継続事業 の場合 前年		財	自己	市町村一般財源				
の場合、前年度欄は実績額		源	財源					
で記載してくだ		内訳	(b)					
さい。)			サポー	ート事業補助金 ( c	)			
		補	助金体	ズ存率 ( c ∕ a )		%		·
	É	<b></b>					し、どのようにして資金を 年度だけ事業を実施予?	を確保しますか。補助の
補助金を要 望して実施 する年度の 事業計画	左	<b></b>				補助金終了 年度以降の 事業計画		
	左	<b></b>						
	(×	(不動)	産及びそ	の従物の取得、50万円以	上の機械	、器具、その他の	備品を購入する場合は記	記載してください。)
取得財産		財	産名					
4人以以)生		管理	2方法	(※どこに設置され、どの	のように使	われ、誰が管理し	大降の 十画 その他の備品を購入する場合は記載してください。)	

### 2 市町村による事業実施主体への支援内容等

(※小さな拠点形成に向けた市町村の取組、事業実施主体となる地域運営組織等への支援内容等を記載してください。)

# 3 事業の効果等

(1) 事業の地域振 脚上の効果	(※事業の実施によって、地域にどのような効果があると考えていますか。)
(2) 前年度に行っ た事業の効果と 課題	(※継続事業の場合は記載してください。)
(3) 前年度より発 展的な部分	(※ <b>継続事業</b> の場合は、前年度と比べてどういった点が発展しているのか記載してください。)

( ₸	Ħ	町	┌╁	::	長	.)
\ '	١,	, 1	1	J	$\rightarrow$	. /

住	所	
事業	者名	印

サポート事業(過疎・中山間地域活性化枠「スタートアップ支援事業(収益事業)」)推薦依頼書 年度サポート事業(過疎・中山間地域活性化枠「スタートアップ支援事業(収益事業)」)の補助対象者として推薦をお願いします。

-----

年 月 日

福島県 地方振興局長

(市町村長) 印

サポート事業(過疎・中山間地域活性化枠「スタートアップ支援事業(収益事業)」)推薦書

次の団体については、 年度サポート事業(過疎・中山間地域活性化枠(収益事業))の補助対象者として適当と認められますので推薦します。

記事業者名 ( )事業名 ( )

適当とする理由

市町村連絡先:担当者の職氏名(電話番号)

- 注1 事業計画書及び集落等との協定書を添付のこと。
- 注2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

番 号 年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

事業者名

福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)変更(中止・廃止)承認申請書 下記により 年度福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)の事業計画を変更(中止・ 廃止)したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号[第2号]の規定に より、承認してくださるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の交付決定年月日及び番号
- 3 変更(中止・廃止)の理由
- 4 変更(中止・廃止)の内容

 番
 号

 年
 月

 日

福島県 地方振興局長

住 所

事業者名

福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金概算払請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった

年度福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金について、下記のとおり概算 払により交付してくださるよう請求します。

記

- 1 事業名
- 2 請求金額 円
- 3 概算払を請求する理由

福島県 地方振興局長

住 所 事業者名

福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)実施状況報告書

年度福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)の遂行状況について、福島県地域 創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり報告 します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の経過
- (1) 収入内訳

(単位:円)

(1) (1) (1)			(+1=:1	• /	
区 分 予算額a		決算り	見込額	増減	摘要
	了 异 領 a	収入済額b	収入予定額c	a-b-c	<b>摘安</b>
事業収入					
自己資金					
借入金					
その他					
県補助金					
計					

(2) 支出内訳

(単位:円)

区	分	予算額d	決算!	見込額	増減	摘要
	A	」,异俄U	支出済額e	支出予定額f	d-e-f	100 安
補助対象	象外経費					
言	+		_		_	

0		. <b>∵</b> ⊓
3	実施状	<i>γπ</i>

ほぼ計画どおり進んでいる。	一部計画の変更がある。
(具体的に)	

番号年月日

福島県 地方振興局長

住 所事業者名

### 福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)完了報告書

年度福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事 業 名	
交付決定年月日	年 月 日付け福島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

 番
 号

 年
 月

 日

福島県 地方振興局長

住 所

事業者名

福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)実績報告書

年度において、下記のとおり地域創生総合支援事業(サポート事業)を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業内容 (別紙事業実績書のとおり)

### 私たちこんなことをしました! [福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)成果調書]

1	事業名	
2	実施団体名	
	実施団体連絡先	[住所]〒
3	(※ホームページ に掲載する予定で	[氏名]
J	すので公開できる 箇所のみ記載して	[電話番号/FAX 番号/E-mail]
	ください。)	[ホームページアドレス]
4	こんなことをやりました	
	【400字】	
5	ねらいはここです 【200字】	
6	達成度の自己評価 【A,B,C,D,E】	
7	こんないいことがあ りました 【150字】	
8	少しは失敗したけ れど 【150字】	
9	これからこんなこと をしようと思ってい ます 【150字】	
10	私たちはこんな団 体です 【150字】	
11	写真(その1)	
		(説明文)
12	写真(その2)	
		(説明文)

注1 電子データで作成すること。

2 一項目、一つのセル内で記載すること。

第7号様式の別紙2

# 地域創生総合支援事業(サポート事業)実績書

(※ 太緑内は記入しないでくたさい	太線内は記入しないでください。	. )
-------------------	-----------------	-----

年度	整理番号				提出年月日	年	三月	目
事業	笔 名							
団 体	玄 名							
代表者		·		連絡責任者	(※代表者と異なる	場合は、記	ぱ載してぐ	ください。)
連絡	8 先	(※電話番号	・、メールア	"ドレスを記載し゛	てください。)			

1 事業の	実	施棋	既要												
(※該当する枠。	と事	事業を	丸で囲ん	んでください	(' <sub>0</sub> )										
一般枠(	一般枠( 健康関連事業 ・ 風評対策関連事業 ・ その他 )														
市町村枠	市町村枠( 健康関連事業 ・ その他 )														
過疎・中↓	<u>Ц</u>	間地	域活性	生化枠	( 集落等	·活性/	化事	業	· 集	落刻	トワーク	圏形原	戈事業	)	
事業期間				年	月	ļ	∃	~			年		月		日
	的	に記 メンノ	載してく	ください。	いつ、どこで <b>過疎・中山</b> [ について、	間地域活	5性化	≾枠の	計画策	定事	<b>業</b> の場合	合は、村	倹討時期	朝、場所	<b>听、検</b>
		補	i助金0	の要望(=	予定)年度			年	度		年月	度		年度	Ę
			事 業	費(千	·円)(a)										
事業費等		H.I.	自己	市町村	からの補助	力金									
( <b>※継続事業</b> の場合、今年		財源	財源												
度欄は実績額 を記載してくだ		内	(b)												
さい。)		訳	サオ	ピート事	 業補助金(	(c)									
				金依存率					%			%			%

補助金を要	年度				補助金終了	(※補助金受業を予定し、と 業を予定し、と 保しますか。補 施予定の場合 てください。)	どのようにして <mark>う</mark> 助の年度だけ	資金を確け事業を実
望して実施する年度の	年度				年度以降の	(1/2010)		
事業計画					事業計画			
	年度							
			、50万円以上の村	幾械、器具、その他の仮	情品を購入した場合は記!	載し、取得財産管理台帳	<b>(第10号様式)</b> を添付し	てください。)
取得財産 取得財産	財産の	-	•/ ) à	HH 1 10 - 1 2	a II att valent	- arri X X X X X		
4. 八八八	管理方	-	《どこに設†	重し、どのよう	に使い、誰が管	・埋しまずか。)		
2 事業実								
(1)事業の目 標								
(2)事業の地域振興上の 効果		の実施に。	よって、地域	或の経済や文	化などにどのよ	うな効果があっ	たと考えていま	(すか。)
				*記載してくだ			記入しないでく	
目標の達成度を	を把握するた	.めに当初	設定した指植	票名・実績数値	結 □ 順調に達	果まれた	摘	要
指標名						こ達成した		
実績数値					□順調には	達成しなかった	<u>-</u>	
(※上記結果	の理由等具	具体的な同	<b>内容等を</b> 記	己載してください	, \ <sub>o</sub> )			
1 事業実 (※当初予想				ぶあった場合』	は、具体的に言	コ入してくださ	(A)	
			120 773 710 10	<i>w, -1</i> = <i>m</i> , д т	S()(   P3(=		· · · / _ · · · 摘 - · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	要
5 目標達	成のため	りの課題	題等					
(※目標達成⊄	りための課題	題は何で	すか。課題	を踏まえ、今後	後どのように取り	組んでいきます	か。) 摘	要
5 事業の	検証							
2 214 2	<del> </del>							

第7号様式の別紙3 過疎・中山間地域活性化枠・スタートアップ支援事業(収益事業)用

## 地域創生総合支援事業(サポート事業)実績書

(※太線内は記入しないでください。)

年度	整理番号				提出年月日	年	月	日
事業	差 名							
団 体	玄 名							
代表者				連絡責任者	(※代表者と異なる	場合は、記載	対してく	(ださい。)
連絡	5 先	(※電話番号	メールア	アドレスを記載し、	てください。)			

### 1 事業の実施概要

事業期間		年	月	日	~	年	月 日
事業内容		誰を対象に		どんな「	内容の事業を	、どの様な方法で	行ったのかなど、身
			(予定)年度		年度	年度	年度
事業費等 (※継続事業 の場合、今年 度欄は実績額 を記載してくだ さい。)	財源内訳	源 b)	+円)(a) 対からの補助金 対からの補助金 事業補助金(c)				
	補具	助金依存品	率(c/a)		%	%	Ó

補助金を要望して実施 する年度の 事業計画	年度	業を予 保しま	助金受給終了後、どのような事定し、どのようにして資金を確定し、どのようにして資金を確すか。補助の年度だけ事業を定の場合は、その理由を記載ざい。)
	年度		
	(※不動産及びその征	物の取得、50万円以上の機械、器具、その他の備品を購入した場合は記載し、 <b>取得財産</b>	<b>管理台帳(第10号様式)</b> を添付してください。)
<b>元</b> . 但 <b></b> 文	財産名		
取得財産	管理方法	(※どこに設置し、どのように使い、誰が管理しまな	すか。)
2 事業実	施内容と		
		事業の詳細」に対応させて、経過、実施結果等を記載	<b>載してください。)</b>
3 今後の 4 事業実	施による波	<b>皮及効果</b> (※太線内は記入しない	
(※当初予想	しなかったよ	うな波及効果があった場合は、具体的に記入して	だください。) 摘 要
5 目標達	成のためい	の課題等	
		されたとうですか。課題を踏まえ、今後どのように取り組んでい	ハきますか。) 摘要
6 事業の	検証		

 番
 号

 年
 月

 日

福島県 地方振興局長

住 所 事業者名

福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)仕入れに係る消費税相当額報告書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあったこの事業について、福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記により報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税相当額(A)	円
消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税相当額(B)	円
補助金返還相当額(B)-(A)	円

注1 参考となる資料を添付すること。

番 号 年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所 事業者名

### 福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった 年度福島県地域 創生総合支援事業(サポート事業)補助金について、下記により金 円を交付してくださる よう請求します。

記

事業名	
事業費	円
交付決定額 (A) 又は交付確定額	円
受領済額(B)	円
今回請求額 (C)	円
残 額(D)	円

### 第10号様式(第11条関係)

### 取得財產管理台帳

区分	財産名	仕様	数量	単価 (円)	取得金額 (円)	うち補助 相当額 (円)	補助率	取得 年月日	 )制限期間 処分制限 年月日	施設箇所 又は 設置場所 又は 保管場所	備考

- 注1 区分については、取得した財産が不動産及びその従物の場合は「不動産」、50万円以上の機械、器具、その他備品の場合は「備品」と記載してください。
  - 2 財産名については、取得した財産の名称を記載してください。
  - 3 仕様については、規格や機種、規模(大きさ、長さ)など特徴を記載してください。
  - 4 数量については、同一規格であれば一括して記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合には区別して記載してください。
  - 5 うち補助相当額については、取得金額に事業終了時に確定した補助率(補助対象経費に占める補助金の割合)を乗じた金額を記載してください。
  - 6 取得年月日については、工事等の完了確認をした年月日もしくは納入年月日を記載してください。
  - 7 耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を記載してください。
  - 8 処分制限年月日については、要綱第11条第1項に定める期間を記載してください。
  - 9 当該財産の処分等にあたって補助金の返還を必要とする場合は、残存価格をもとに返還額を算定することとする。

 番
 号

 年
 月

 日

福島県 地方振興局長

住 所事業者名

### 取得財産処分承認申請書

年度福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金により取得した財産を下記により 処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第18条第1項の規定により、承認してくだ さるよう申請します。

記

1 財産名

2 取得金額 円( 円)

3 取得年月日 年 月 日

- 4 処分の方法
- 5 処分の理由
- 6 処分予定価格(有償による処分の場合のみ) 円
- 7 処分予定時期 年 月 日
- 8 残存価格 円
- 注1 取得財産管理台帳、施設(設置)位置図、現況写真のほか、別に指示する資料を添付のこと。
  - 2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

福島県 地方振興局長

住 所事業者名

福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)追跡調査報告書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった上記事業における 年度の 実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施年度、事業名、構成団体名等

1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1							_	
	実施年度	~	整理番号			-		(※太線内は記入しないで下さい)
個別事業名								
民間団体の場合発足年						昭	和•	平成・令和年
	(民間団体	の場合解散年)				昭	和•	 平成・令和 年
	-2 20 2 -	- NIL - I I Seri X	2. 2. —La Nile 2			<b>.</b>		

2 サポート事業で補助を受けた事業について、補助終了年度以降の状況

採択事業(事業内容の推移)	翌1年後	翌2年後	翌3年後
拡充·新規展開(◎)、継続(○)、縮小(△)、廃止(×)			
当初事業計画段階から補助の年度だけ事業を実施予定であった場合	□(該当の場	合は塗りつぶし	、てください。)
(上記の内容及び理由を記載してください。当初事業計画段階から補助の年度だを実施したことにより、その後、どのような効果が生まれ、持続しているかなどを併			場合は、事業

3 サポート事業により取得した財産の管理状況(団体を解散する場合はその処分方法) (※不動産及びその従物の取得、50万円以上の機械、器具、その他の備品を購入した場合は記載し、財産管理台帳を添付してください。)